## 審査基準及び標準処理期間

所属名	高齢者支援課
内線番号	4574

No.	項目		内容
1	処分名		老人福祉法に基づく老人ホーム設置認可
2	法令名		老人福祉法
3	法令番号		昭38法律第133号
4	根拠条項		第15条第4項、第17条
⑤	処分権者		京都府知事
6	法令の定め		第15条 4 社会福祉法人は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県 知事の認可を受けて、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを 設置することができる。 第17条 都道府県は、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの 設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。 (法第15条第4項の規定による認可:第3条)
7	審査基準		・老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備等の基準に関する条例 (平成24年7月27日京都府条例第24号) ・老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備等の基準に関する条例 施行規則(平成24年9月14日京都府規則第40号) ・老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備等の基準に関する 条例(平成24年7月27日京都府条例第25号) ・老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備等の基準に関する 条例施行規則(平成24年9月14日京都府規則第41号)
8	経由機関名		
9	協議機関名		
10	標準処理期間		(⑪合計期間)
		経由期間	
		協議機関	
		当該処分機関	
12	問合せ		高齢者支援課福祉サービス担当(075-414-4574)
13	備考		